別紙様式第１号の６（第17条の７関係）

（日本産業規格Ａ４）

監　査　役　監　査　報　告　書

年　　月　　日

少額短期保険株式会社

監査役（常勤）　氏　　名

（記載上の注意）

１　計算関係書類の監査

(1)　会計監査人設置会社以外の株式会社における監査

次に掲げる事項を記載すること。

①　監査役の監査の方法及びその内容

②　計算関係書類が当該株式会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

③　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

④　追記情報

(2)　(1)④に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監査役の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

①　正当な理由による会計方針の変更

②　重要な偶発事象

③　重要な後発事象

(3)　会計監査人設置会社における監査

次に掲げる事項を記載すること。

①　監査役の監査の方法及びその内容

②　会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会社計算規則第130条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）

③　重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）

④　会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

⑤　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

２　事業報告等の監査

次に掲げる事項を記載すること。

(1)　監査役の監査の方法及びその内容

(2)　事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見

(3)　取締役（当該事業年度中に委員会設置会社であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

(4)　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

(5)　会社法施行規則第118条第2号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由

(6)　会社法施行規則第118条第3号若しくは第5号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第128条第3項に規定する事項が事業報告の付属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見